平成２３年（フ）第９９７号
大阪府東大阪市若江北町１―17―11、開始決定時の住所大阪府東大阪市中小阪５丁目18番15号
破産者　三浦　尚美
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第１４２４号
大阪府柏原市田辺１丁目14―３、前住所大阪府柏原市国分本町７丁目10番88号
破産者　原　ふじ江
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字下里915番地１
破産者　上地　久子
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字下里915番地１
破産者　上地　秀樹
1　決定年月日　平成23年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第３６８号
福島県郡山市富田町字北向80番地の15
破産者　栗城　桂子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
横浜市泉区岡津町2188番地
破産者　古川　豊茂
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７９号
神奈川県藤沢市大庭5043番地の１　湘南小糸１―201、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大庭5114番地の11
破産者　渡辺　伊吹
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０１５号
神奈川県綾瀬市大上３丁目７番11号　近藤アパート202、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市大上６丁目５番10号　ロイヤルハイツＡ101
破産者　眞浦　春夫
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目３番地４、開始決定時の住所神奈川県横須賀市船越町３丁目24番地１　706号
破産者　大貫　利男
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２００号
神奈川県横須賀市吉倉町２丁目59番地グリーンコーポネモト205、開始決定時住所神奈川県横須賀市日の出町２―２　井上荘202号、住民票上の住所神奈川県横須賀市田戸台79番地４　ＴＯＰ安浦第一304
破産者　白川　孝一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７３号
神奈川県横須賀市坂本町３丁目46番地
破産者　高木　淳一
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３８７号
富山県中新川郡立山町五百石106番地の２
破産者　稲澤　紘明
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８２号
福井県吉田郡永平寺町清水第４号７番地２
破産者　小林　文雄
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５３号
奈良県生駒郡平群町北信貴ヶ丘１丁目８番３号、申立時の住所奈良県生駒郡平群町西宮３丁目４番16号
破産者　有本　貴子
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
鳥取県鳥取市津ノ井284―５　カーサ・パドゥレ103号、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町西御門164番地６
破産者　竹内　善市
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０号
大分県国東市国東町中田2752番地
破産者　國原　**𨘑**勝
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係